

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年10月24日

令和5年11月から「埼玉県思いやり駐車場制度」が始まります！
～対象区画に駐車する際は利用証を掲示してください～

障害者や要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難な方のための駐車区画について、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくするため、「埼玉県思いやり駐車場制度」を令和5年11月1日から開始します。

1 埼玉県思いやり駐車場制度の概要

歩行が困難な方のための駐車区画について、対象者に「利用証」を交付し、駐車区画に駐車する際に当該利用証を掲示して駐車することで、区画の適正利用を推進する制度です。

(1) 利用証

交付基準に該当する方に対して、申請に基づき「利用証」を交付します。

令和5年11月1日からお住まいの市町村または県への電子申請で申請を受け付けます。

利用証交付対象者や申請受付窓口などの詳細は県ホームページを参照してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

利用証	車椅子使用者用	要介護高齢者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
デザイン			

(2) 対象区画

公共施設や商業施設などに設置されている以下の2種類の区画が対象です。

対象区画	車椅子使用者用駐車区画 (幅3.5メートル以上)	優先駐車区画 (幅2.5メートル程度)
整備例		

※対象区画数は5,597区画(令和5年10月23日現在)

対象区画への駐車時には利用証をルームミラーに掲示するなど、外部からわかるようにしてください。



埼玉県マスコット
「さいたまっち」「コバトン」

2 協力施設の募集

対象区画の設置や制度の広報に協力いただける施設を随時募集しています。

[県電子申請システム](#)から届出をお願いします。

※協力施設は[県ホームページ](#)に掲載します。

3 制度に関する主な広報の取組

- ・ 商業施設などでのポスター掲示、店内放送の実施
- ・ 県や市町村の広報紙でのPR、県SNSでの情報発信
- ・ 11月1日8時から浦和駅(知事参加)、大宮駅における街頭啓発の実施
その他各種イベントにて周知、啓発品の配布